

第18回 ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議

(第9回 統計技術・データソースの多様化等検討会と同時開催)

議事概要

(開催要領)

日時：令和4年6月2日（木）14:00～16:30

場所：総務省第二庁舎6階特別会議室（Web会議併用）

(議事次第)

1 開 会

2 議 事

- (1) 家計簿アプリデータの活用及び金融データの連携について
- (2) コロナ禍での混乱から新たな日常への変化について
- (3) ビッグデータ等を活用した統計作成の推進に向けた調査研究について
- (4) ビッグデータ連携会議の取りまとめについて

3 閉 会

(配布資料)

資料1 金融データの連携が生む社会的価値

資料2 コロナ禍での混乱から新たな日常への変化：消費ビッグデータで記録する2年間

資料3-1 ビッグデータ等を活用した統計作成の推進に向けた調査研究 調査報告書 概要版

資料3-2 ビッグデータ等を活用した統計作成の推進に向けた調査研究 報告書

資料4-1 ビッグデータの更なる活用の方向性～政策の質の向上を目指して～（概要）（案）

資料4-2 ビッグデータの更なる活用の方向性～政策の質の向上を目指して～（案）

参考資料1 第17回ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議（第8回統計技術・データソースの多様化等検討会 同時開催）議事概要

参考資料2-1 アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言の説明資料

参考資料2-2 アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言

参考資料2-3 アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループ提言(概要)

(概要)

【(1) 家計簿アプリデータの活用及び金融データの連携について】

株式会社マネーフォワード 執行役員 サステナビリティ担当、Fintech 研究所長の瀧氏から、資料1に沿って説明。主なやり取りは以下のとおり。

- EBPMへのデータの活用は、まさに積極的に進めていくべき話。こうした取組が行われている事実を広く国民が認知することがまず重要と考えるが、政府による広報はどのように行っていくのか。
- これまでビッグデータ連携会議において好事例を蓄積してきた一方、PRが足りない部分もあると感じている。今年度構築を検討しているビッグデータのポータルサイトにおいて、ビッグデータ連携会議で取り扱った事例を含めて好事例を展開し、データ利活用に関わる関係者を結び付けることで、同様の取組を促進していきたい。

- データを公開することに対するリスクへの解決策としては2つあり、1つは複数のデータを融合させる方法、もう1つは、分析結果の公表時に、プライバシーを保護する形で分析していることを明らかにするため、分析手法を併せて公開する方法である。これらを地道に繰り返していき、情報公開と分析の事例を蓄積していくのが良いと思う。

- データの販売については、データの取扱方法や内部手続等も含め、情報を可能な限り公開することが重要。企業のデータを行政機関で利用するに当たっては、まずは個別の事例を積み重ねていき、一定のパターンが見えてきた段階でガイドライン等を作成するのが良いと思う。そこで、貴社のビジネスに関する情報はどこまで提供することが可能なのか。
- 当社としては、匿名化なり本来あるべき統計的処理を行っているので、ガイドライン策定等には比較的協力しやすいと思う。

- 政府による民間データの調達に公式な位置付けができれば良いとは常々思っている。ポータルサイトを作るという話については、データの提供側にとってメリットのあるデザインになると良い。政策評価に用いるデータとして、オルタナティブデータという選択肢があると、より評価がしやすくなる。例えば、指標作成のためにデータを継続的に活用させてほしいという話があった場合、どういう条件だと受けやすいか。また、金融機関が保有していて外部に提供していないデータにはどういったものがあるのか。
- 前半のご質問については、まず当社のデータの特性を理解していただくことが重要。日銀の事例も、どのようなインターフェースからどうデータを取得して、どういったタイミングで格納、成形されるのかといった点も含め、データ提供側と利用側で理解を深

めながらトライアンドエラーで進めた。統計的に処理されたデータだけを渡しても、何かできるというものではない。

- 後半のご質問について、今の日本の銀行の状況としては、資産、負債、入出金等のインターネットバンキング上にある情報は、比較的API化が進んでいると思う。ただし、API自体が従量課金制となっており、頻繁にデータを取りにいけないという問題もある。また、インターネットバンキング上には90日分しか明細データがないといったシステム上の制約で、過去分のデータを出すことは難しい場合もある。
- 企業側の利益と公的な利益が噛み合わない場合、データが使えないということがある。社会にとって必要なデータについて技術的にきちんと処理をしても、企業側がそのリスクを取れないということもある。また、データをEBPMに利用する側が、データ提供側の行っている作業を学ぶ仕組みが必要であると感じた。

【(2) コロナ禍での混乱から新たな日常への変化について】

独立行政法人経済産業研究所 上席研究員の小西氏から、資料2に沿って説明。主なやり取りは以下のとおり。

- プロジェクトの実施に当たり、どの程度の人員を確保しているか、クラウドにデータを置くのかといった点について伺いたい。また、今回の解析に至るまで様々な交渉を行い、ノウハウを蓄積してきたと思うが、それらを各省庁と共有できる仕組みがあると良い。この辺り、他の省庁と話をすることがあるのか。
- コアになるプロジェクトの人数は1人か2人。アイデアと熱意がある優秀な人材が1人でもいると、こういったプロジェクトが動きやすい。自動化についても、タブロー等を使い、開発後には知見のない職員でも動かせるよう最初からシステムで行っている。データホルダーには欲しいデータや指標を明確に伝えて出してもらうが、データや指標が間違っていることもあるため、研究者が介入してチェックするなどの連携も必要。ただ、指標開発には属人的な要素が大きく専門性もある程度求められることより、きちんと教育をやっていかないと難しい面もある。省内での協力者を増やすことも重要。
- プロジェクトに参加していた企業はどういったモチベーションで参加していたのか。また、家計簿アプリだと、現金支出に関する情報は利用者自身が入力しないと把握できないと思うが、どのように処理したのか。
- 企業にとっては、公的機関と仕事をすることが、自社のデータが有益なものであるという顧客へのアピールになる。
- 電子マネーやクレジットカード以外の情報を現金支出とし、電子マネーやクレジットカードでの決済が拡張しているかを検証した。

- POSデータと Zaim 社の家計簿アプリのデータを合わせることでカバー率がすごく広がったということで、とても良い話だと思う。研究過程において、こういうデータがあれば良かった、こういうデータもあったが使用できなかった、というものがあれば教えてほしい。
- データ提供側は、個人については年齢、性別、所得、クレジットカード等の情報も当然持っているが、企業にとっては出しにくいものであるので、使っていない。POSデータについても、店舗の地域や都道府県別のデータなども使って地域性まで見ることができれば、研究としても価値は高かったと思うが、企業にとっては出しにくいものであるので使っていない。データホルダーとの信頼関係を最優先し、制限のある中でここまで効果を見ることができて良かったと考えている。また、当時は入手できなかったキャッシュレス決済の状況に関するデータも入手できそうなので、引き続き分析を行っていききたい。
- ベンダーとしても、データの使用状況をユーザーに見せていくことが重要と考えている。支出に関する記録は割と好意的に出すが、収入に関する情報を出すことには抵抗感があり、特にそういった情報を国に見られるのが怖いという意見もあるため、情報発信をしながら、行政側とも連携していくことで安心感を持ってもらえると良いと思う。
- 多くの民間企業でも「データを分析すると、こういうことが客観的に判明する」といっても「そんなこと私は知っている」ということで、データ活用の価値を認めないリテラシーの問題が存在する。一方で、データ活用の価値を適切に認め、経営の武器として大いに使っている企業とそうでない企業の差が圧倒的に広がってしまうことについて、問題意識を持っている。「コロナによる消費への影響」は民間にとっても身近なテーマなので、こうしたデータ分析事例を政府から積極的に情報発信していただけると良いと思う。
- 地域別の傾向が分かるのは面白いが、あえてそこに踏み込まないようにしていることにも納得。分析結果について、数値の増減の要因をどう推測するのか。家計簿の毎日のメモやソーシャルメディアの活用等もあるかと思うが、どう考えているか。
- 地域の動向については、中小企業の景況調査のデータや、内閣府の景気ウォッチャー等の消費者のムードのデータは、比較的早く地域別、業種、職種別で把握できた。例えば、コロナ禍での宿泊者数の減少に地域ごとで差があった際には、感染者数を重ねて分析するなど客観データも併せて用いて分析した。

【(3) ビッグデータ等を活用した統計作成の推進に向けた調査研究について】

株式会社野村総合研究所 ICT メディアコンサルティング部 シニアコンサルタントの平岩

氏から、資料3に沿って説明。主なやり取りは以下のとおり。

- 英国では、統計法によるデータへのアクセス権を民間事業者が保有するデータにも適用拡大するとあるが、政府が企業のデータにアクセスする権利を持つということになるのか。具体的にはどういうことが想定されているのか。
- 特段具体的なことが決まっているとは聞いていないが、統計機構が統計作成のために必要なデータにアクセスするための法的な根拠を得たいとのことだった。
- 他の国では、政府内において他の機関が有する行政記録へのアクセス権利を持つ、といった記述があったが、リクエストのようなイメージか。
- 国によって異なるが、本調査対象とした国の多くでは、統計法に基づき、他の政府機関が保有する行政記録へのアクセスが可能となっている。例えばオランダでは、あらかじめ使うことが決まっている行政記録については、政府機関の間で定期的に提供を受けることとなっており、またその際、統計が作成しやすいように前回のデータからの差分についても報告を受けることができる。

- 米国では、ビッグデータを一元化して共用できるようにするとのことだが、具体的にどのような構想なのか。また、ビッグデータの利活用に関して、海外の事例から日本が採り入れられそうなことがあれば教えてほしい。
- 米国の事例は、これまでデータを1つの統計作成にしか使えないという契約で購入しているところを、他の統計にも使用できるというように、契約の幅を広げるようなイメージの話と理解している。後半について、例えばオランダのように、データを使って特定のニーズに対応するという新しい取組を実施し、そうした取組を広く公開してフィードバックを得るような取組があっても良いのではないか。

- データサイエンスに関する高いスキルを持つ人材の獲得について、処遇や引き込みなどを工夫していた事例はあるか。
- 具体的な給与水準までは把握できなかったが、仕事内容が国の取組に資するという公益性のメリットによりデータサイエンティストなどからの協力を得ている。また、学生層との連携はどの国も課題としている。

【(4) ビッグデータ連携会議の取りまとめについて】

総務省統計改革実行推進室 前原参事官補佐から、資料4-1および4-2に沿って説明。主な発言は以下のとおり。取りまとめの決定については、座長一任とされた。

- 資料4-1、P3(3)のアジャイル型の視点の部分について、機動的に修正、改善していくことも重要であるが、その都度分析の手法が異なると比較が難しくなる面もある。

前回までの分析方法で処理したデータも一定期間併せて出すことも考えられるが、少なくとも集計方法を変更した旨を明示しなければ、誤解を生む可能性もある。データの利用者にはその点を意識して使用してもらう必要がある。

→ P3(1)に情報公開に関する記載をしており、データの分析方法などを含めて情報を公開していくことが必要だと考えている。

○ ビッグデータ・ポータルとビッグデータ・シェアリングの対象者は誰か。

→ ビッグデータ・ポータルは、情報を集約したポータルサイトなので、基本的には、広く一般の方々を対象とするものと考えている。ビッグデータ・シェアリングの取組について、具体的なことが決まっているわけではないが、個別のデータを扱うものであるため、データホルダーの方や利用者のニーズなどを踏まえながら、どのような仕組みが良いのかを考えていきたい。

○ ビッグデータ・ポータルで、データの処理プロセスを公開し、透明性を高くすることは重要。また、産官学で連携して好事例を共有していくことで取組の広報にもなるほか、人材獲得にもつながると思う。

以 上